

生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の令和元年度(平成31年度)における輸入数量等

関税定率法等の一部を改正する法律（令和2年法律第9号）による改正前の関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の5第3項の規定に基づき、令和元年度（平成31年度）の初日から令和2年3月31日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を下記のとおり公表する。

記

品名	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
	下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
生鮮等牛肉	326,485 トン	278,391 トン	48,094 トン
	901 トン	1,739 トン	超過済
冷凍牛肉	398,627 トン	343,905 トン	54,722 トン
	1,624 トン	722 トン	902 トン

【備考】

- ・「生鮮等牛肉」及び「冷凍牛肉」は、関税定率法等の一部を改正する法律による改正前の関税暫定措置法第7条の5第1項に規定する物品。
- ・各協定対象外輸入数量は、各物品の全世界からの輸入数量から、経済連携協定の原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量。
- ・輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量は、同項第2号に規定する「第2号に係る輸入基準数量」及び「第2号に係る協定対象外輸入基準数量」。
- ・緊急措置の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。